

議案第七十四号

令和5年度港区指定文化財の指定について

令和五年十月十一日

港区教育委員会

令和5年10月11日
教育委員会議案資料 No. 1

令和5年度港区指定文化財の指定について

審議内容

港区文化財保護審議会から答申を受けた、次の有形文化財について、港区文化財保護条例第4条の規定に基づき、港区指定文化財に指定します。

1 答申

港区文化財保護審議会から、「港区指定文化財として指定するにふさわしい文化財である」と別添答申を受けたため、港区指定文化財に指定します。

2 指定文化財

(1) 種 別 有形文化財 古文書
名 称 中津川家文書 179点
所 有 者 学校法人慶應義塾
所在の場所 港区三田二丁目15番45号

(2) 種 別 有形文化財 古文書
名 称 兼房町沽券図 1点
所 有 者 港区教育委員会
所在の場所 港区白金台四丁目6番2号

(3) 種 別 有形文化財 古文書
名 称 飯倉町沽券図 1点
所 有 者 港区教育委員会
所在の場所 港区白金台四丁目6番2号

3 周知方法(予定)

(1) 広報みなと	11月11日号に掲載
(2) ミナトマンスリー	12月号に掲載
(3) 港区ホームページ	11月11日に掲載
(4) 港区立郷土歴史館ホームページ	11月11日に掲載
(5) X(旧Twitter)他SNS	11月11日に発信

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月 中旬 教育委員会告示

11月 上旬 区民文教常任委員会報告

別添

令和5年9月25日

港区教育委員会
教育長 浦田 幹 男 様

港区文化財保護審議会
会 長 松 本 健

令和5年度港区指定文化財について(答申)

令和5年8月8日付5港教教文第460号で諮問のあった文化財について、当審議
会は別紙のとおり答申いたします。

令和5年度港区指定文化財について(答申)

- (1) 種 別 有形文化財 古文書
名 称 中津川家文書 179点
所 有 者 学校法人慶應義塾
所在の場所 港区三田二丁目15番45号

港区指定文化財として指定するにふさわしい文化財です。

- (2) 種 別 有形文化財 古文書
名 称 兼房町沽券図 1点
所 有 者 港区教育委員会
所在の場所 港区白金台四丁目6番2号

港区指定文化財として指定するにふさわしい文化財です。

- (3) 種 別 有形文化財 古文書
名 称 飯倉町沽券図 1点
所 有 者 港区教育委員会
所在の場所 港区白金台四丁目6番2号

港区指定文化財として指定するにふさわしい文化財です。

有形文化財 古文書

中津川家文書 179 点

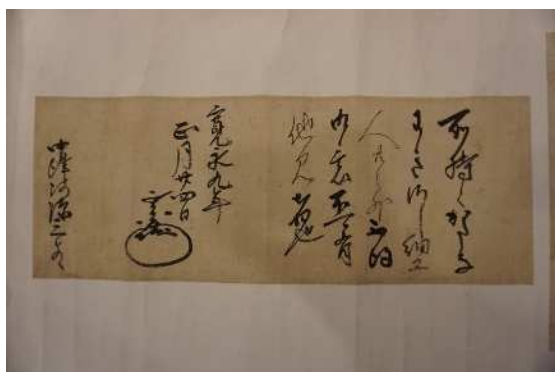
中津川家文書は、仙台藩伊達家の家臣である中津川家に伝来した古文書です。平成 18（2006）年 3 月に、慶應義塾の卒業生であるご子孫から同校へ寄贈されました。内容は、戦国時代から幕末期に至るまでの伊達家当主の書状、中津川家の家系図や家譜、剣術・砲術・柔術の免許目録などの武芸関係、生花など学芸関係の文書となっています。形態は、卷子や縦帳、横帳、折本などから、一紙のものまで様々です。

主君の伊達家は、戦国時代には奥羽地方の戦国大名、江戸時代には仙台藩 62 万石の大名となり、明治維新を迎えます。中津川家は、この間 300 年以上に渡って伊達家に仕えました。

江戸時代に成立した仙台藩家臣団の家格とその序列は、一門・一家・準一家・一族・宿老・着座・太刀上・召出・平士・組士・卒となっていますが、中津川家の家格は平士で、陸奥国栗原郡（現在の宮城県栗原市）などに約 10～30 貫文（約 100～300 石）の領地を与えられていました。平士とは仙台藩家臣団の主力を構成した家臣たちで、多くは大番組に属する大番士などの家臣です。また、仙台藩は現在の港区域に複数の屋敷を所有し、中津川家の人物の中には仙台藩江戸屋敷に勤務した者もいるなど、中津川家は港区域と関係があったことも窺えます。

上記のうち、伊達家当主から中津川家へ発給された書状は、江戸時代に仙台藩伊達家が編さんした歴史書である『伊達正統世次考』や『伊達治家記録』に史料として活用されています。また、安政の大地震によって仙台藩江戸屋敷が破損したことや江戸市中が混乱したことを記した文書も含まれています。

戦国時代から幕末期に至るまでの間、大名家に仕えた武家に伝わる文書群として、様々な情報が記されている貴重な資料です。



伊達政宗書状（所持之刀・脇差に付）



（砲術相伝絵巻）

有形文化財 古文書

兼房町沽券図 1点

沽券図とは、売買が活発化した町屋敷の地価を掌握するため、江戸町奉行所が二度にわたって各町の名主に命じ、作成させた絵図です。作成時期は宝永7～正徳元（1710～1711）年と寛保4・延享元（1744）年で、ともにその記載内容は、各町屋敷の地主・家守、間口・奥行・坪数、沽券高（地価）、小間高（間口1間あたりの沽券高）となっています。

本図は、宝永7年に作成された兼房町の沽券図です。縦30cm、横89cm。各屋敷について地主・家守の印鑑が押されており、町奉行へ提出した正本に近い控と考えられます。6筆の屋敷が描かれており、うち1筆の地主は兼房町名主です。そこに記された屋敷の間口と奥行きは、文政10（1827）年に兼房町名主が町奉行所へ提出した「地誌御調書上」（「町方書上」）に記載されている代々の兼房町名主が所持した屋敷と一致しています。

江戸には約1700の町が存在しましたが、現存する沽券図は、写や控を含めても70点ほどで、このうち、作成された年代から見ると寛保4・延享元（1744）年作成の沽券図が約50点を占めています。また、地域的に見ると江戸中心部の日本橋・京橋のものが約50点を占めています。本図は当時の兼房町の全町屋敷のおよそ三分の二が欠損していますが、宝永7年作成でかつ芝口地域のものであることから貴重なものです。さらに、兼房町は現在の新橋一丁目から、寛政6（1794）年の類焼後に周辺の7か町と共に現在の新橋二丁目に移転しました。本図はその移転前の兼房町の姿を示す稀少な資料です。



有形文化財 古文書

飯倉町沽券図 1点

沽券図は町屋敷ごとに間口・奥行・坪数・町屋敷の金額（沽券金）・地主名・家守名を記した絵図です。17世紀以降、江戸の町々では町屋敷の売買が活発化したことから、幕府は江戸市中の沽券金の把握のため、宝永7（1710）年と寛保3（1743）年に、町奉行より町名主に沽券図の提出を命じました。

本図は、寛保3年の命令を受けて、翌年の延享元（1744）年3月に作成された飯倉町の沽券図です。縦248.8cm、横305.8cm。西側を上にして、飯倉町のうち北側の一、二、三、六丁目、現在の麻布台一丁目と二丁目辺りが描かれています。地主・家守や名主などの印鑑が押されていないことから、写もしくは控と考えられますが、記述内容は当時のものです。書き上げられた屋敷の数は84筆にのぼり、地主の中には飯倉町名主や町医（若松玄得ほか）、大名が抱えた画師（川越藩秋元家画師・津田休世ほか）などの名もあります。

江戸には約1700の町が存在しましたが、現存する沽券図は70点程度で、そのうち約50点は江戸中心部の日本橋・京橋のもので、本図は江戸時代中期の飯倉町について、敷地割や地価などの社会状況をはじめとした町の情報を現在に伝える貴重な資料です。



港区文化財保護条例 抜粋

(指 定)

第四条 委員会は、区の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたもの又は都条例第四条第一項の規定により東京都指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、区にとって重要なものを港区指定有形文化財(以下「区指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 第一項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該区指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。